

定期工 二名 三十七名

常備職之解僱又退職多也

当社常備職之... 今回解僱若しは退職者  
に對しては左の規定により 解僱又は退職多也  
も支給す

左記

(1) 解僱多也

勤続一ヶ年未満 日給 三十一日分

勤続一ヶ年を超へ十ヶ年迄は 一ヶ年を増す毎に

日給の六日分 加算

勤続 十ヶ年未満 二十ヶ年迄 同 八日分

勤続 二十ヶ年未満 同 十日分

勤続年数の計算

一ヶ年未満の端数は三ヶ月未満は六ヶ月未満  
は右 累加率の示 額を加へ六ヶ月未満は一  
ヶ年とす

(2) 特別多也

并年未満 組長 係長 平職

并年未満 十五月 十二月 八月

十一ヶ年未満 二十月 十七月 十三月

二十ヶ年未満 二十五日 二十二日 十八日

二十五ヶ年未満 五十日 四十日 三十日

退職多也